I 商品先物取引業界の動向及び本会の動静

令和4年度(2022年度)における商品先物取引業界及び本会の特徴的な出来事を以下に掲げる。

1. 商品先物取引の動向

- (1) 本年度の国内商品取引所の総取引高(オプションを除く。)は212万9,739枚となり、取引所別では、東京商品取引所(以下「TOCOM」という。)が212万4,555枚、堂島取引所(以下「ODEX」という。)が5,184枚であった。上場商品別でみると、電力が2万6,728枚で昨年度(1万6,939枚)に比べて57.8%増加した一方で、ドバイ原油は209万4,716枚で昨年度(361万7,198枚)から42.1%減少した。
- (2) 本年度の大阪取引所(以下「OSE」という。)で取引される商品関連市場デリバティブ取引の総取引高は1,371万2,761枚であった。
- (3) 本年度の店頭取引の商品CFD取引(以下「店頭商品CFD取引」という。)の取引件数は、15 億301万7,305件(昨年度12億3,147万9,428件)、取引金額は43兆1,960億4,800万円(同36兆9,322億8,800万円)であった。
- (4) 4月4日、TOCOMは、令和元年9月17日に試験上場した電力先物取引の本上場とともに、 LNG(液化天然ガス)先物取引の試験上場(3年間)を行った。
- (5) 9月23日、TOCOMとOSEは、祝日中の取引機会の提供による投資者の利便性の更なる向上及びそれを通じた我が国デリバティブ市場の競争力強化を図る観点から、祝日取引を開始した。
- (6) 10月6日、ODEXは創立70周年を迎えた。
- (7) 1月1日、主務大臣は、平成23年1月1日の商先法の完全施行に際して商品先物取引業を許可した会員に対して2回目の許可更新を行った。
- (8) 1月16日、主務大臣は、貴金属市場の開設に係る業務規程及び受託契約準則の一部を変更 する旨の9月16日付けのODEXの申請を認可した。
- (9) 3月27日、ODEXは貴金属市場を開設し、金、銀、白金の試験上場を行った。
- (10) 3月27日、主務省は、第二種特定商品市場類似施設で取引することのできる商品を指定する省令第164条に金、銀及び白金を追加する旨の省令改正を行い、同日付けで公布、施行した。

2. 本会の動静

(1) 日商協改革の取り組み

令和2年7月27日のTOCOMからOSEへの貴金属市場等の移管を一つの契機として、商先法上の 国内取引の出来高が大きく減少し、国内取引を扱う会員の商品先物取引業からの撤退が相次 いだこと、それに伴って苦情相談や紛争仲介の件数の件数が減少していること、国内取引の 減少を受けて店頭取引のウェイトが相対的に高まっていることなど、本会を取り巻く環境が 大きく変化している状況から、本会の事業内容と事業予算を見直すべきではないかとの意見 が会員から寄せられるようになった。もとより、本会においても、本会の事業運営及び組織 運営の在り方を根本的に見直す必要を認識していた。

そこで、会員からの意見も踏まえ、第36回臨時総会(令和4年3月22日開催)において、令和4年度を改革案の策定期間と位置付け、個別事業について必要性の低下した業務の縮小や廃止のみならず、事務局組織や理事会、各委員会等の組織・体制の規模縮小に関しても、主務省との調整を踏まえつつ、商先法に基づく自主規制機関としての位置付けの下で可能な限り見直すこと、支出については、個別事業の見直し、事務所の移転に加え、人件費の削減を検討することとし、これらを取りまとめた「日商協改革の進め方について」を説明した。

その後、できるものから改革を進める一方、事務局組織、理事会や委員会の見直し等については、会員代表者懇談会(1月16日開催)、第188回理事会(1月24日開催)において大筋の方向性が了解されたことから、それらを実現するために必要な定款、諸規則の改正を行うとともに、人件費については退職勧奨にまで踏み込んだうえで、令和4年度変更収支予算案、令和5年度事業計画及び収支予算案を作成した。

- (2) 本年度に取り組んだ主な事業の特徴的な事柄は、次のとおりである。
 - ① 自主規制に係る事業

日商協改革の一環として、役員使用人採用予定者に係る照会手続きや会員の企業情報等の開示に係る業務等の見直しを行った。

また、主務大臣から商品先物取引業の停止及び業務改善命令の行政処分を受けた会員に 対して、規律委員会での審議の結果、法令及び自主規制規則に違反する行為が認められた ことから、制裁(過怠金の賦課)を行った。

② 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

③ 外務員登録・資格試験等に係る事業

主務大臣から委任されている外務員の登録に係る事業では、新規登録、登録更新、登録 抹消を行うとともに、外務員登録資格試験及び登録更新講習を実施した。

また、金融商品取引業者の新規参入を促進する観点から、日本証券業協会の一種外務員の登録を受けている者が円滑に本会の商品外務員資格を取得できるよう、これらの者で本会が実施する外務員登録資格認定講習を受講、修了した者に対して、商品外務員資格を付与することにより、本会の外務員登録を受けることのできる制度を創設し、3月30日から実施した。

(3) 財政については、昨年に引き続き国内取引を扱う会員の営業収益が減少していること、上記(1)のとおり本会の事業内容と事業予算の見直しを求める意見があることから、事業の効率的執行に努めるとともに、事務所移転による賃料の削減に加え、退職勧奨による退職者(2名)を含めて人件費の削減を行った。また、投資活動収入として立退料と過怠金を計上し、

同額を運営準備引当資産取得支出に、新事務所の敷金保証金及び移転費用等を投資活動支出に計上した。これにより、本年度決算における事業活動支出は213,673千円余りとなり、当初収支予算(199,002千円)から約14,671千円増加となった。これらにより、次期へ約14,456千円繰越すこととなった。

Ⅱ 事業計画、会費・予算及び協会運営

1. 本年度の事業計画

第36回臨時総会(令和4年3月22日開催)において決定した令和4年度事業計画は、商品移管後の商品先物取引業の変化、特に商先法上の国内商品市場の規模や登録外務員を介したビジネス態様の縮小、苦情・紛争案件の減少等の状況に鑑み、事業面では、令和5年度以降の本会の業務及び事務局体制のあり方について検討を行い、実施が可能な施策は直ちに実施することとした。

また、財政面では、比例会費対象額を算出する営業収益について、商品移管による激変を緩和するために、令和3年度は平成29年からの4年間の平均値を「みなし営業収益」として用いたが、令和4年度は商品移管後の会員の収益の実態を反映させるため、この期間を1年短縮して過去3年間の平均値とするとともに、営業収益の減少に応じて比例会費対象額も減額した。

これによる会費収入の減少を受け、効率的な業務運営に努めるとともに、東京商品取引所ビルからの移転に必要な経費は運営準備積立資産から取り崩すこととした。

1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 内部管理責任者等資格研修(日本証券業協会の商先限定内部管理責任者のための 講習内容の整備を含む。)、内部管理総括責任者等研修の充実
 - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
 - ③ 商品取引契約(商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。) の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
 - ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
 - ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
 - ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 商品移管に伴う会員のビジネス態様の変化に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
 - ① 紛争仲介業務(商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。)の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習(日本証券業協会の特例商先外務員のための研修内容の整備を含む。)の 的確な運営、実施
- (4) 一種証券外務員の商品外務員資格の取得方法の検討

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト(ホームページ)のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

2. 会費及び予算

(1) 会費体系、会費の額

本年度の会費の額については、定額会費は102,000千円、比例会費を57,271千円とした。 比例会費については、「入会金及び会費の額並びにその支払い方法について」の4.(2)のと おり取り扱うこととするが、「営業収益の金額」については、昨年と同様に激変緩和措置を 講ずることとし、令和元年から3年間の営業収益の合計額を3で除した平均年間営業収益の額 を「みなし営業収益」とした。 また、比例会費対象額は、前述の「みなし営業収益」が令和3年度比で17%減少している ため、令和3年度の比例会費対象額(69,001千円)から当該率を減じた額とした。

【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 34社
- · 会費必要額 159,271千円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額102,000千円、比例会費対象額57,271千円

【各会員の会費 (年額)】

- ・定額会費 3,000千円 (102,000千円÷34社 百円未満切り捨て)
- ・比例会費 (計算式は下のとおり ※1)

一会員の商品先物取引業に係るみなし営業収益の金額比例会費対象額
(57,271千円)(※2で算出した額)全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額

(17,963,350千円※3)

- ※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。
- ※2 各社みなし営業収益=R1, R2, R3年の営業収益の合計÷3年
- ※3 上記※2で算出した各社のみなし営業収益の合計額。

(2) 当初収支予算

当初収支予算は、会費総額を159,271千円、手数料収入等6,864千円、前期からの繰越額22,329千円を加え、収支同額の188,464千円(前年当初予算195,894千円)とした。また、事務所の移転費用として、特定資産を28,000千円取り崩すこととした。

(3) 変更収支予算

本年度中の収支見込みに変更が生じたため、変更予算を作成した。これは次年度への繰越金額を算出し、収支予算を策定するために行うものでもある。第95回総務委員会(2月17日開催)で検討を行い、第188回理事会(2月28日開催)の審議を経て、第37回臨時総会(3月20日開催)において承認された。

① 収入

当初予算策定時と比較すると、3社の新規入会があったことから、入会金が3,000千円増加したものの、一方で3社が脱退したため、会費収入は4,229千円の減、事業収入についても604千円の減となり、事業活動収入の合計は予算額166,135千円に対して1,772千円減の164,363千円となった。

② 支出

予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し、効率的な事業を実施することにより事業費及び管理費とも最大限に全般的な経費節減に努めた。一方、来年度以降の会費額の縮減を見込み、人件費総額を縮減するために退職勧奨を行い、退職者(2名)に対して特別退職加算金の支出を行った。

これにより、事業費支出は予算額137,575千円に対して25,204千円の増加の162,779千円

に、管理費支出は予算額61,427千円に対して60,837千円となった。

投資活動収入は、退職給付引当資産及び事務所の移転の支出による運営準備引当資産の 取り崩しを行うとともに、立退料と過怠金を計上した。

投資活動支出は、過怠金を運営準備過怠金引当資産に計上するとともに、移転先事務所の敷金保証金を計上した。また、一旦取り崩した移転費用と立退料を運営準備引当資産へ 戻し入れるとともに退職給付引当資産の取得支出を行った。

これらの結果、投資活動収支差額は29,866千円となった。

③ 次期繰越収支差額

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は29,387千円のマイナスとなり、令和 3年度からの繰越収支差額31,619千円を加味すると、次期繰越収支差額は2,232千円となった。

3. 協会運営

(1) 「情報セキュリティ管理規程」の制定について

昨年度実施した本会業務システムの全面クラウド化により、情報セキュリティの重要性がますます高まったことから、システムベンダーの助言を受けながら、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(第3版)」を参考にして本会の実態に即した情報セキュリティ管理規程を8月1日に制定し、施行した。

(2) 事務所の移転について

令和2年7月20日にTOCOMから口頭にて、本会、日本商品委託者保護基金(以下「保護基金」という。)及び日本商品先物振興協会(以下「先物協会」という。)に対し、3団体が入居している東京商品取引所ビルからの転居要請があった。これを受けて3団体で協議した結果、最終的に転居の回避は難しい状況であるとの認識で一致したため、共同でTOCOMと退去条件に関する交渉を行い、立退料や移転期限等を定めた覚書を8月2日付けで締結した。

移転先については、日本橋人形町を中心に3団体が入居できる物件をリストアップし、賃料や立地等の条件を比較検討のうえ、第186回理事会(9月29日開催)の承認を経て決定し、10月11日に移転し、業務を開始した。

新住所:東京都中央区日本橋人形町1-1-11 日庄ビル6階 (6階75.05坪のうち本会は62.63坪、先物協会2.42坪、保護基金10.00坪を使用)

(3) 日商協改革に伴う定款等の一部改正について

上記 I の 2. 「(1)日商協改革の取り組み」で述べたとおり、本会で取りまとめた「日商協改革の進め方について」が、会員代表者懇談会(1月16日開催)、第188回理事会(1月24日開催)において大筋の方向性が了解されたことから、それらを実現するために必要な定款、諸規則の改正を行った。

① 「定款の施行に関する規則」に定める届出書等の様式の押印の廃止について

会員からの各種の届出書類の押印については、従来の本会会員専用ページからアップロードすることによる届出に加え、メールに届出書類を添付する場合も押印を要しないこととし、令和2年6月に会員に周知したところであるが、日商協改革における個別業務の見直しとして、定款の施行に関する規則(以下「定款施行規則」という。)第4条第2項に定める様式第1号「会員代表者に関する(変更)届出書」の押印欄を削除するとともに、担当部署、担当者名及び連絡先を記載する欄を新たに設けることとし、第95回総務委員会(2月17日開催)の審議を経て、第189回理事会(2月28日開催)において決定し、3月1日から施行した。

また、定款施行規則第6条に定める会員及び商品先物取引仲介業者に関する報告事項に 係る参考様式についても、同様に押印欄を削除することとした。

なお、定款施行規則第8条第1項に定める様式第2号「入会申込書」、規則第11条に定める 様式第3号「脱退届出書」については、届出の内容に鑑みて押印が必要であると判断し、 押印欄は削除しないこととした。(15分 1.44)④参照)

② 役員選任規程等の一部改正について

日商協改革に伴う次期会員役員の選任手続きの煩雑さを緩和するため、現行の選挙を原則としつつ、その代替である現行の選考委員の指名した候補者の承認による選任を取り止め、新たに理事会の指名した候補者の承認による選任とし、理事会はあらかじめ総務委員会の意見を聴いて会員役員候補者を選定するよう役員選任規程、役員選任規程の運用方針、常設委員会及び特別委員会規則の一部を改正することとし、第95回総務委員会(2月17日開催)の審議を経て、第189回理事会(2月28日開催)において決定し、3月1日から施行した。

③ 「組織規程」の一部改正について

日商協改革に伴う事務局組織の見直しとして、⑦自主規制グループ及び管理グループ研修登録担当を統合し、名称を「業務部」とする、①相談センターを業務部内に置き、その呼称を維持する、⑦管理グループ総務・経理担当の名称を「総務部」とする、②部署名の変更に併せて、職制、事務分掌及び職務分掌を整理する、⑦別の内部規程等に定める取扱組織を設置できるよう組織規程の一部を改正することとし、第95回総務委員会(2月17日開催)の審議を経て、第189回理事会(2月28日開催)において決定し、令和5年4月1日から施行した。

また、組織規程の一部改正による部署の名称及び職制等の変更に対応するため、関連する内部規程の給与規程、旅費規程、文書及び印章管理規程、情報セキュリティ規程、開示等の請求等の取扱規程、苦情等取扱規程、特定個人情報管理規程、ハラスメント防止規則、公益通報に関する事務処理要領、事務取扱要領等を改正し、令和5年4月1日から施行した。

④ 定款の一部改正について

日商協改革に伴う理事会の見直しとして、⑦役員のうち理事の任期を2年から1年に短縮する、①理事の任期を「選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時まで」、監事の任期を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで」とする、⑦補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期も同様に整理する、②理事のうちから専務理事を「必要に応じて互選することができる」とする、②附則において施行日を主務大臣の認可のあった日とし、現理事の任期を「令和5年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時まで」、監事の任期を「令和6年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時まで」とするよう定款の一部を改正することとし、第95回総務委員会(2月17日開催)及び第189回理事会(2月28日開催)の審議を経て、第37回臨時総会(3月20日開催)において決定し、主務大臣に定款変更の認可申請を行った(令和5年4月18日)。

4. 役員・委員会委員の異動

(1) 役員の改選

本年度は役員の改選期であった。諸規則に則って改選が行われ、第31回通常総会(6月16日開催)において理事14名(会員理事4名、会員外理事10名)及び監事3名(会員監事1名、会員外監事2名)が選任された。

また、6月19日に書面にて開催された役付理事互選会において、理事のうちから、会長(山崎 恒理事)、副会長(二家勝明理事、小川 潔理事)を互選した。

通常総会に諮られるまでの選考経過は次のとおりである。

① 会員役員

第182回理事会(令和4年2月25日開催)において、次期会員役員の選任方法は選挙ではなく、会員役員候補者の選定を行う選考委員が選定した指名候補者を承認する方法とするよう臨時総会に提案することを決定し、第36回臨時総会(同年3月22日開催)において原案どおり承認された。

また、選考委員の人選については、会長が同臨時総会に8名を提案し、原案どおり承認された。

選考委員会は5月16日、委員7名の出席の下に開催され、役員選任規程に定められた基準 に従って選考が行われ、会員役員候補者を選定した。

② 会員外役員

会員外役員については、役員選任規程に基づき、会長が役員候補者を選定した。

(2) 役員の異動

本年度の役員の異動は次のとおりであった。

① 理事及び監事の異動

役員区分	氏 名	会員名	事 由	年月日
理事	有山雅子	会員外	再 任	R4. 6.19
理事	石 崎 隆	会員外	再 任	R4. 6.19
理事	稲垣隆一	会員外	再 任	R4. 6.19
理事	井 上 明	会 員 外	再 任	R4. 6.19
理事	宇佐美 洋	会員外	再 任	R4. 6.19
理事	岡地和道	岡 地 (株)	再 任	R4. 6.19
理事	小 川 潔	会 員 外	再 任	R4. 6.19
理事	河 内 隆 史	会員外	再 任	R4. 6.19
理事	多々良 實夫	豊トラスティ証券㈱	再 任	R4. 6.19
理事	長澤孝昭	会員外	再 任	R4. 6.19
理事	二家勝明	日産証券㈱	再 任	R4. 6.19
理事	升 田 純	会 員 外	再 任	R4. 6.19
理事	三浦裕介	㈱みずほ銀行	新任	R4. 6.19
理事	山 﨑 恒	会 員 外	再 任	R4. 6.19
監事	木下恵嗣	会 員 外	再 任	R4. 6.19
監事	中島義則	会 員 外	再 任	R4. 6.19
監事	細 金 英 光	フジトミ証券㈱	再 任	R4. 6.19
理事	三浦裕介	㈱みずほ銀行	辞任	R5. 3.31

② 役付理事の異動

役員区分	氏 名	会員名	事 由	年月日
会長	山崎恒	会 員 外	再 任	R4. 6.19
副会長	二家勝明	日産証券㈱	再 任	R4. 6.19
副会長	小 川 潔	会員外	再 任	R4. 6.19

(3) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、常設委員会(自主規制委員会、総務委員会)、規律委員会及び綱紀委員会は任期満了(常設委員会及び規律委員会は7月26日、綱紀委員会は9月25日)に伴い、第185回理事会(7月22日開催)においていずれも改選が行われた。

委 員 会	 名	氏 名	事由	年月日
自主規制委員会	委 員	後 藤 拓	辞 任	R4. 6.18
	委 員	岩 田 英	新 任	R4. 6.27
	委 員	井 上 明	退任	R4. 7.26
	委員長	山 﨑 恒	再 任	R4. 7.27
	副委員長	升 田 純	再 任	R4. 7.27
	委 員	稲 垣 隆 一	再 任	R4. 7.27
	委 員	岩 田 英	再 任	R4. 7.27
	委 員	尾崎安央	再 任	R4. 7.27
	委 員	河内隆史	再 任	R4. 7.27
	委 員	近藤益生	再 任	R4. 7.27
	委 員	佐川 浩	再 任	R4. 7.27
	委 員	瀧田照久	再 任	R4. 7.27
	委 員	畑中鐵丸	再 任	R4. 7.27
	委 員	松田勇次	再 任	R4. 7.27
	委 員	岩 田 英	辞任	R4. 9.30
	委 員	高須基裕	新 任	R4. 10. 13
総務委員会	委 員	後 藤 拓	辞 任	R4. 6.18
	委 員	岩 田 英	新 任	R4. 6.27
	委 員	有山雅子	退 任	R4. 7.26
	委 員	岡本安明	退 任	R4. 7.26
	委員長	二家勝明	再 任	R4. 7.27
	副委員長	多々良 實夫	再 任	R4. 7.27
	委 員	岩 田 英	再 任	R4. 7.27
	委 員	岡地和道	再 任	R4. 7.27
	委 員	木下恵嗣	再 任	R4. 7.27
	委 員	釼 持 宏 昭	再 任	R4. 7.27
	委 員	中島義則	再 任	R4. 7.27
	委 員	細 金 英 光	再 任	R4. 7.27
	委 員	依田年晃	再 任	R4. 7.27
	委 員	岩 田 英	辞 任	R4. 9.30
	委 員	高須基裕	就 任	R4. 10. 13
規律委員会	委員長	山 﨑 恒	再 任	R4. 7.27
	副委員長	升 田 純	再 任	R4. 7.27
	副委員長	二家勝明	再 任	R4. 7.27
	委 員	石 崎 隆	再 任	R4. 7.27
	委 員	稲 垣 隆 一	再 任	R4. 7.27
	委 員	岡地和道	再 任	R4. 7.27
	委 員	多々良 實夫	再 任	R4. 7.27
	委 員	中島義則	再 任	R4. 7.27
綱 紀 委 員 会	委員長	山崎宏征	退任	R4. 9.25
	委 員	髙木 賢	退任	R4. 9.25

委 員 会 名		氏 名	事 由	年月日
綱紀委員会	委員長	長澤孝昭	昇 任	R4. 9.26
	委 員	稲垣隆一	再 任	R4. 9.26
	委 員	岡地和道	再 任	R4. 9.26
	委 員	小 川 潔	再 任	R4. 9.26
	委 員	小宮山 澄枝	再 任	R4. 9.26
	委員	多々良 實夫	再 任	R4. 9.26
	委 員	二家勝明	再 任	R4. 9.26
	委 員	細 金 英 光	再 任	R4. 9.26
	委員	吉 野 高	再 任	R4. 9.26
	委員	依田年晃	再 任	R4. 9.26

Ⅲ 業務の実施状況

1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、内部管理責任者制度の運用、商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の運営、会員に対する内部管理体制に関する調査の結果を踏まえた指導、商品取引事故の確認申請等の運営、会員の企業情報の開示等の事業を行った。

また、日商協改革における自主規制規則に基づく各種業務見直しの一環として、未取引の苦情に係る「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」の廃止、役員使用人採用予定者に係る照会手続きの見直し及びこれに伴う「会員等の役員使用人に関する規則」の一部改正、会員の企業情報等の開示に係る業務の見直し及びディスクロージャー項目記載要領の一部改正等を行った。

(1) 内部管理責任者制度の運用

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、内部管理責任者等研修及び内部管理総括 責任者等研修を実施した。

なお、受講者、講師、事務局職員の利便性確保の観点から、これらは動画配信方式により 実施した。

① 内部管理責任者等研修

本研修は内部管理責任者又は営業責任者の職務に従事する資格を取得するための研修であり、研修受講後の理解度確認テストに合格し、適正受講に係る会員代表者の誓約書を提出した者に対して内部管理責任者又は営業責任者の資格を付与した。

また、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者等の資格を有している者(既資格取得者)についても、希望すれば本研修を受講できることから、会員2社から3名が受講した。

【実施期間】 令和5年3月13日(月)~令和5年4月14日

【研修内容】 【第一部】:事務局(約40分)

内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割 及び本会に寄せられた近時の問い合わせ等の傾向について

【第二部】: 弁護士 久保賢太郎氏(約90分)

内部管理理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について 【理解度確認テスト】: 20 問(14 問以上の正答をもって研修修了)

【受講者】 19 社/受講者総数 85 名(受講者実数 74 名) 合格者 74 名(うち既資格取得者は 2 社/3 名)

② 内部管理総括責任者等研修

会員は、内部管理総括責任者1名を定め自社の内部管理体制の整備運用に従事させるべ

きこと、また本会が1事業年度に1度以上開催する内部管理総括責任者等研修を受講させるべきこと、及び当該研修受講後はその内容に係る社内研修を開催して自社の内部管理責任者及び営業責任者と情報共有を図るべきことが定められている。

なお、法人顧客のみを有している会員の内部管理総括責任者であって、やむを得ない事情により自らが受講できない場合には、本人の代わりに本人が予め指名した内部管理責任者が本研修を受講することが認められている(代理受講)。

また、会員は内部管理責任者及び営業責任者に対して、事業年度ごとに、本研修に準じた社内研修を受講させなければならないが、その配置人数が少数である場合には、当該社内研修に代えて本研修を受講させることが認められている(代替措置)。

【実施時期】 令和5年3月13日~令和5年4月14日

【研修内容】 弁護士 久保賢太郎氏(約90分)

内部管理総括責任者の責務と近時の規制環境下での留意事項について

【受講者】 105名(うち代理受講は3社/3名) 代替措置による受講 14社/77名

(2) 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営

反社会的勢力の排除に関する規則、反社会的勢力照会制度の利用規約に基づき、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、会員からの反社会的勢力への該当性に係る照会制度を運営した。本年度の照会件数は、会員9社から1,206件であった。

(3) 商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく指導等

従来、個人顧客を相手方とする対面取引を取り扱う会員に対して、監査を通じて商品先物取引業、特に受託業務の内部管理体制の把握に努めてきたが、会員から提出される書類のデータに加え、苦情、紛争仲介の発生状況を含めたオフサイトモニタリングを活用し、会員の商品先物取引の業態を総合的に把握することに努めている。

こうしたオフサイトモニタリングにより把握した総合取引所後の会員の業務を踏まえ、会員1社に対し、本会相談センターで紛争処理を行ったあっせん事案において認められた法令違反事項に関する再発防止措置の実施状況を確認するため、令和4年3月に調査(ヒアリング)を実施したところ、当該再発防止措置が本会に提出した報告書の記載のとおり実施されていないことが判明したため、商品先物取引業務に関する規則第19条に基づき、詳細な経緯及び理由等の報告を5月17日に書面にて要請した。

同社の報告により当該再発防止措置の実施が困難である事情が認められたことから、その 代替となる改善措置の導入について協議した結果、同社から提案された改善措置を適当であ ると判断し、その厳正かつ確実な履行を7月9日に書面にて指導した。

(4) 自主規制ルールの整備

① 未取引の苦情に係る「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」の

廃止について

第122回理事会(平成26年2月26日開催)で決定した本措置の一部改正は、未取引の苦情の事実関係の有無を確認した場合、これに関与した登録外務員に弁明の機会を与えることなく、商品取引契約の締結に係る勧誘行為を5営業日の間自粛するよう要請するものである。この措置は、不招請勧誘禁止規制の見直しが検討されている状況において、商品取引契約の締結に係る勧誘行為の一層の適正化が喫緊の課題であったことから、許容され、会員も受け入れたものである。

その後、不招請勧誘禁止規制の見直しが平成27年6月に行われたこと、苦情及び未取引の苦情が激減していること、会員の金融商品取引業の兼業が進んだ現状では、本措置の運用は所期の目的を達成したと考えられることから、今後とも本会諸規程により本措置以上に臨機の対応を執り、委託者保護の観点に十全を期していくこととして3月1日付けで本措置を廃止することとし、第189回理事会(2月28日開催)において決定した。

② 役員使用人採用予定者に係る照会手続きの見直しについて

「会員等の役員使用人に関する規則」に基づく採用予定者に係る照会手続きについて、押印廃止及び電子化(ペーパーレス化)を推進することにより会員及び本会の事務負担の軽減を図るため、照会書及び回答書を規則に定める様式から削除することとし、第189回理事会(2月28日開催)において決議し、本会ウェブサイト内の会員専用ページの改修(参考様式としての照会書の差し替え等)や照会手続きの変更に関する周知を行った上で、令和5年4月1日から施行した。

③ 会員の企業情報等の開示に係る業務の見直しについて

個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行う会員は、⑦本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置く、⑦ホームページに掲載する、いずれかの方法により企業情報の開示を実施している。この実施方法について調査した結果、開示対象会員22社のうち、14社が自社のホームページに掲載していることが判明し、残りの8社においても自社のホームページへの掲載を検討したいとのことであった。こうした現状を踏まえ、本会のホームページにおける会員企業情報の掲載方法について、会員及び本会の事務負担を軽減する観点から、従来のPDFを掲載する運用に加えて、会員の企業情報が掲載されているページのURLを本会開示情報ページに掲載(ハイパーリンク)する方法を採用することとし、併せてディスクロージャー項目記載要領に係る字句の修正を行うことを、第189回理事会(2月28日開催)において決定し、字句の修正は3月1日から施行した。

④ 本会諸規則に基づく様式に係る押印の廃止について

定款施行規則に定める様式第1号「会員代表者に関する(変更)届出書」、紛争処理規程に関する細則に定める各種様式及び役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に定める各種様式に係る押印を廃止することとし、第189回理事会(2月28日開催)において決定し、3月1日付けで施行した。(85-3.(3)①参照)

(5) 制裁規程に基づく会員の制裁について

7月1日、主務大臣が本会会員1社に対し、商品先物取引業の停止1か月及び業務改善命令等の行政処分を行った。これを端緒として、同社に対して制裁規程第6条に基づく報告を要請したところ、同社において、純資産額規制比率に係る虚偽記載等の法令違反及び本会の自主規制規則違反が認められたことから、第29回規律委員会(10月5日開催)にて同社に対する制裁について審議し、10月12日に過怠金1,000万円を賦課する制裁を行った。

(6) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請(様式第1号)、主務大臣への事後報告(様式第2号)及び本会への事後報告(様式第3号)について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度(令和4年4月解決分の5月報告から令和5年3月解決分の4月報告まで)は様式第1号が0件、様式第2号が123件、様式第3号が22件であった。

(7) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に基づき、対象会員22社の決算に合わせ年次開示資料を本会ウェブサイトに掲載した(12月決算は5月11日に3社、3月決算は7月29日に6社、8月10日に11社、5月決算は9月27日に1社、9月決算は2月3日に1社)。

また、対象会員の取引開始基準については、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更に伴い、随時その提出を求め、本会ウェブサイトに掲載した。本会ウェブサイトにおける掲載期間を超え、現在未掲載となっている年次開示資料等(令和3年3月期前及び脱退会員等に係るもの)の開示請求はなかった。

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情、紛争等の解決に係る事業では、主として顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせ(相談)の応対、苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。また、近年、問い合わせ(相談)、苦情及び紛争のいずれの受付件数もその減少が顕著であることから、特に本年度は、これらに係る事務作業等を全般的に検証、見直しを行い、業務の効率化を押し進めた。

なお、昨年度期中に、相談、苦情等を記録するシステムを刷新(kintone)したことに伴い、 本年度の期首から分類項目を一新して集計を行っている。以下、これにより記載している。

(1) 問い合わせ(相談)の受付状況

① 問い合わせ(相談)受付件数及びその内容別内訳

問い合わせの内容	本年度	昨年度
商品デリバティブ取引	76	-
商品関連市場デリバティブ取引	9	-
その他金融商品	43	-
合計	128	143

[※]昨年度は旧システムでの集計であるため、内訳は不明である。

本年度に相談センターに寄せられた問い合わせ(相談)の総受付件数は128件であり、昨年度の143件から15件(10.5%)減少した。そのうち、商品デリバティブ取引に関するものが76件(59.3%)、金融商品取引法(以下「金商法」という。)の規制を受ける取引(商品関連市場デリバティブ取引とその他金融商品の合計))が52件(40.6%)であった。なお、商品先物取引に関係するもの(商品デリバティブ取引と商品関連市場デリバティブ取引と商品関連市場デリバティブ取引の合計)は85件(66.4%)であった。

②会員種別受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	48	65
国内取引	(10)	(34)
外国取引	(1)	(3)
店頭取引	(20)	(28)
商品関連市場デリバティブ取引	(5)	(未集計)
その他金融商品	(12)	(未集計)
元会員等に関するもの	25	18
その他	55	60
合 計	128	143

※現会員等に関するもの:受付時に会員等であって名称が判明したもの

元会員等に関するもの:受付時に既に脱退した会員等で名称が判明したもの

その他:会員等名称が判明しないもの、商品デリバティブ取引に直接関係しないもの等

本年度に受け付けた問い合わせ(相談)のうち、現会員等に関するものが48件 (37.5%)、元会員等に関するものが25件 (19.5%)、その他が55件 (43.0%)であった。また、現会員等の商品デリバティブ取引別内訳をみると、国内取引は10件(昨年度34件)、外国取引が1件(同3件)、店頭取引が20件(同28件)となり、初めて店頭取引が国内取引の件数を上回った。

③ 問い合わせ(相談)の内容別件数

本年度から、「問い合わせ(相談)の内容」を以下の5分類に変更した。これを商品デリバティブ取引別に取りまとめた。

問い合わせ	∧ ∌I.	商品	品デリバラ	ティブ取引	別別	(金	その他 全商法取引)	
(相談)の内容	合計	国内 取引	外国 取引	店頭 取引	小計	商品関連市場 デ゛リハ゛ティフ゛取引	その他 金融商品	小計
制度、仕組み	60	22	3	14	39	5	16	21
勧誘	8	3	0	1	4	1	3	4
売買	32	8	0	6	14	3	15	18
会員	23	12	3	2	17	0	6	6
その他	5	2	0	0	2	0	3	3
合計	128	47	6	23	76	9	43	52

【参考:昨年度実績】

問い合わせの内容(件数の多い順)	昨年度	本年度の分類に当てはめた場合
外国為替証拠金取引に関するもの	13 (9.1%)	その具体的申出内容に振り分け
店頭デリバティブ取引 (CFD、スワップ等) に関するもの	13 (9.1%)	その具体的申出内容に振り分け
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	10 (7.0%)	制度、仕組み
勧誘に関するもの	9 (6.3%)	勧誘
損金を取り戻せるか否かに関するもの	7 (4.9%)	制度、仕組み
上記以外	91 (63.6%)	
合 計	143 (100.0%)	

本年度の商品デリバティブ取引 (76件) の内容別件数は、「制度、仕組み」が39件 (45.6%) で最も多く、次いで「会員」が17件 (22.4%)、「売買」が14件 (18.4%) で続き、「勧誘」は4件 (5.3%) であった。

なお、昨年度は「外国為替証拠金取引に関するもの」及び「店頭デリバティブ取引 (CFD、スワップ等)に関するもの」が同数の13件で最多であった。

(2) 苦情の受付及び処理の状況

苦情の受付件数は0件であり、昨年度から2年連続で申出が皆無であった。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	1 (1)	3 (2)
外国取引	0 (0)	1 (1)
店頭取引	0 (0)	1 (1)
合 計	1(1)	5 (4)

[※] 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は昨年度より4件減の1件で、「国内取引」の申出であった。 なお、これは苦情を経ずに直接紛争仲介の申出を受けたものである。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

本年度から、「紛争仲介の申出事由類型」を以下の4分類に変更した。

eta ulustrali. Wer tru	本年度		昨年度	
申出事由類型		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	0 (0.0%)	0	2 (40.0%)	1
不当売買類型	1 (100.0%)	1	2 (40.0%)	2
事務処理類型	0 (0.0%)	0	1 (20.0%)	1
その他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	1 (100.0%)	1	5 (100.0%)	4

^{※「}申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

【参考:昨年度実績】

	昨年		上に広っ八杯) マルマルル・日人
申出事由類型		うち、紛争仲介 直接申出件数	本年度の分類に当てはめた場合
不当勧誘類型	2 (40.0%)	1	不当勧誘類型
無断売買類型	1 (20.0%)	1	不当売買類型
仕切回避類型	1 (20.0%)	1	不当売買類型
その他	1 (20.0%)	1	事務処理類型
合 計	5 (100.0%)	4	

本年度の紛争仲介の申出事由類型は、「不当売買類型」であった。

[※]昨年度の数値は下表の「昨年度実績」の「本年度の分類に当てはめた場合」による。

③ 紛争仲介の処理状況

4n 7m 44 m	本年度		昨年	三度
処理結果		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解決	3 (100.0%)	3	6 (60.0%)	4
取下げ	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
打切り	0 (0.0%)	0	2 (20.0%)	2
処理中	0 (0.0%)	0	2 (20.0%)	2
合 計	3 (100.0%)	3	10 (100.0%)	8

本年度に処理を終了した3件(昨年度から処理中として繰り越した2件を含む。)すべて が解決した。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	0	0
紛争仲介直接申出	1	4
合 計	1	4

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」(以下「苦情等」という。)の合計件数は1件であり、 昨年度の4件に比べ3件減少した。

なお、これを商品デリバティブ取引別でみると、本年度は「国内取引」であったが、昨年度は「国内取引」2件、「外国取引」1件、「店頭取引」1件であった。

② 苦情等の申出事由類型別状況

苦情等についても、本年度から、「申出事由類型」を以下の4分類に変更した。

- 11 1 VC TI	本年		昨年	F 度
申出事由類型		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	0 (0.0%)	0	1 (25.0%)	1
不当売買類型	1 (100.0%)	1	2 (50.0%)	2
事務処理類型	0 (0.0%)	0	1 (25.0%)	1
その他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	1 (100.0%)	1	4 (100.0%)	4

^{※「}申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

[※]昨年度の数値は下表の「昨年度実績」の「本年度の分類に当てはめた場合」による。

【参考:昨年度実績】

申出事由類型	昨年度	本年度の分類に当てはめた場合
不当勧誘類型	1 (25.0%)	不当勧誘類型
無断売買類型	1 (25.0%)	不当売買類型
仕切回避類型	1 (25.0%)	不当売買類型
その他	1 (25.0%)	事務処理類型
合 計	4 (100.0%)	

^{※「}申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

本年度の苦情等の申出事由類型別は、「不当売買類型」で、「紛争仲介直接申出」によるものあった。

③ 苦情等申出人(1名)の属性及び申出の契機

本年度の申出人は法人であったため、集計上、実際に苦情等となる行為を被った個人 (取引者)の属性で集計した。

- ・性別は、男性であった。
- ・商品デリバティブ取引は、未経験者であった。
- ・年代別では、50歳代であった。
- ・職業別では、会社役員であった。
- ・申出の契機は、弁護士を通じてであった。

(5) 紛争仲介の円滑な運営

① あっせん・調停委員への情報提供

8月5日に令和3年度の相談等業務レポートと紛争仲介事例紹介をあっせん・調停委員に 送付し、情報提供を行った。

また、2月9日にWEBであっせん調停委員会合同会議を開催し、あっせん・調停委員10名の出席の下、商品先物取引業界の情勢の説明や紛争仲介事例の紹介などを行った。

② 利用者アンケートの実施

紛争仲介手続きを利用者に信頼される制度としていく上で参考とするため、本年度も引き続き利用者に対して「紛争仲介手続きに関するアンケート調査」を実施した。

(6) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情については、省令第129条に基づいて「苦情処理状況報告書」を主 務大臣に毎月提出するとともに、半期ごとに「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等 別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」を提出することとなっている。 また、あっせん・調停については、省令第131条に基づいて主務大臣に「あっせん・調停処 理状況報告書」を毎月報告することとなっている。

これらの報告の簡略化を主務省に要望した結果、12月度から該当事案が発生したときに報告を行うこととなり、本年度の月次の報告は11月度まで毎月、半期の報告は上半期分まで

行った。

(7) 会員への情報提供

① 相談(問い合わせ)状況通知書

令和3年10月から令和4年3月の間に受け付けた相談件数及び相談内容について、4月26日 に会員等に通知した。

なお、昨年度までは半期ごとに当通知を行ってきたが、本年度より年1回に変更した。

② 苦情処理状況通知書及び紛争処理状況通知書

苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、令和3年10月から令和4年3月までの苦情と紛争の受付件数及び処理状況等について、4月26日に会員等に通知した。

なお、昨年度までは半期ごとに当通知を行ってきたが、本年度より年1回に変更した。

③ 紛争仲介事例紹介

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、紛争処理規程に基づき、紛争 (8件)の申出内容及び処理結果並びに留意事項等について、「2021年度(令和3年度)紛 争仲介事例紹介」として7月8日に会員専用ページに掲載した。

また、当事例紹介については、本年度より速報性を重視する観点から、紛争仲介事案が終結(和解または打切り)した都度作成することとし、会員専用ページ内に専用のページを設け、本年度に終結した3件をここに掲載した。

(8) 投資家等に対する情報提供等

① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会が受け付けた相談、苦情及び紛争の処理状況について、毎月の集計結果と年間の相談、苦情及び紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2021年度(令和3年度)相談等業務レポート」を本会ウェブサイトに掲載した。

② ウェブサイトによる相談等受付

利用者の利便性向上を目的として本会ウェブサイト上で相談、苦情等の受付を行っており、本年度は3件(昨年度は7件)受け付けた。

(9) 消費者相談機関等との情報交換等

金融トラブル連絡調整協議会(6月13日、1月6日)に出席し、消費者団体、金融庁所管 の指定紛争解決機関、業界団体、自主規制機関等と情報交換を行った。

3. 外務員登録・資格試験等に係る事業

商先法第206条第1項に基づき、主務大臣からの委任を受けて外務員の登録事務を行った。

また、金融商品取引業者の新規参入を促進する観点から、日本証券業協会の一種外務員の登録を受けている者が円滑に本会の商品外務員資格を取得できるよう、新たに「外務員登録資格認定講習」を制度化した。

(1) 外務員登録

本年度末において登録を受けている外務員の数は21,451名であり、前年同期の22,200名から749名の減少となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

	숨 計	うち国内市場取引	うち仲介業者
新規登録者数	1,888名	105名	0名
登録更新者数	1,502名	225名	1名
登録抹消者数	2,637名	272名	5名
年度末外務員数	21,451名	1,011名	37名

(2) 外務員登録資格試験の実施

資格試験の延べ受験者数は189名であり、昨年度の147名より42名増加した。

なお、令和3年7月1日から外務員登録資格試験制度を拡充し、「商品先物取引限定試験」と 「商品デリバティブ取引総合試験」を実施している。

商品先物取引限定試験		商品デリバティブ取引総合試験		総合試験		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
4月	17名	14名	82.4%	16名	15 名	93.8%
5月	4名	3名	75. 0%	13 名	13 名	100.0%
6 月	5名	4名	80.0%	7名	6名	85. 7%
7月	9名	5名	55. 6%	7名	6名	85. 7%
8月	2名	2名	100.0%	9名	8名	88.9%
9月	2名	1名	50.0%	3名	2名	66. 7%
10 月	10名	5名	50.0%	6名	5名	83.3%
11月	10名	7名	70.0%	0名	0名	-
12 月	9名	5名	55. 6%	11名	8名	72.7%
1月	9名	5名	55. 6%	8名	7名	87.5%
2月	2名	2名	100.0%	3名	3名	100.0%
3 月	24名	19名	79. 2%	3名	2名	66. 7%
合 計	103名	72名	69. 9%	86名	75 名	87. 2%

(3) 登録更新講習の実施

更新講習の受講・修了者数は242名であり、そのうち、更新のための修了者は199名、再登録のための修了者は43名であった。その内訳は下表のとおりである。

	修了者数	更新者数	再登録者数
4月	36 名	30 名	6名
5月	23 名	21 名	2名
6月	19 名	10 名	9名
7月	16 名	7名	9名
8月	7名	7名	0名
9月	15 名	11 名	4名
10 月	5名	4名	1名
11月	14 名	12 名	2名
12 月	17 名	17 名	0名
1月	28 名	25 名	3名
2月	27 名	22 名	5名
3 月	35 名	33 名	2名
合計	242 名	199 名	43 名

(4) 外務員登録資格認定講習

① 外務員登録資格認定講習の創設

令和2年7月にTOCOMからOSEに貴金属市場等が移管されたことにより、多くの会員が商品 先物取引業と金融商品取引業(商品関連市場デリバティブ取引)を兼業する状況となった。 そのため、会員の役員使用人の中には金融商品取引業に係る所定の知識を有していると認 められる日本証券業協会の1種外務員登録を受けている者が相当数おり、これらの者が商 品先物取引業の営業活動を行うために、改めて本会の実施する外務員登録資格試験の合格 を求めることは屋上屋を重ねることになりかねず、会員以外の金融商品取引業者が商品先 物取引業へ参入する際の障壁となりかねない。そのため、本会の実施する「外務員登録資 格認定講習」(以下「認定講習」という。)を受講して商品先物取引業に特有の知識を習得 したときは、外務員登録資格試験の合格と同様の外務員登録資格を付与して外務員登録が できるよう、外務員資格等試験規則、会員の外務員の登録等に関する規則、「会員等の外 務員の登録等に関する規則」に関する細則及び外務員資格試験等実施要領を改正すること とし、第33回外務員登録等資格委員会(6月17日開催)において決定し、8月1日から施行 した。

② 外務員登録資格認定講習の開始

コンピュータによる講習を新たに構築し、3月30日から認定講習を開始した。 認定講習の概要は以下のとおりである。

- ・講習方法 コンピュータ講習
- ・講習内容 ⑦商品デリバティブの社会経済的意義等について
 - ①商品デリバティブ取引に関する主な法律・政省令・規則について
 - **⑤適切な営業行為及び商業倫理について**
 - 国外務員が法令に違反した時の効果について
- ·講習時間 120分
- ・修了要件 理解度確認テストの80%以上(20問中16問以上)の正答

4. 広報等に係る事業

(1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてウェブサイトを用いている。本年度における本会ウェブサイトの総訪問件数は318,119件であり、昨年度(305,830件)より12,289件増加した。

① 投資家向けコンテンツの充実

登録外務員数、問い合わせ・苦情等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため会報 (8月、11月、1月の 3回)を作成し、本会ウェブサイトに掲載した。

③ 会員向け情報提供

本会ウェブサイトの会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を 行った。また、業界内での自社の位置付けが分かる情報として、商品先物取引業に係る営 業収益や規模別登録外務員数等の階層別データを作成し、掲載した。

④ 情報公開

本会は、特別の法律(商先法)により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会ウェブサイトに掲載した。

(2) 報道関係への対応

① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項 について記者発表を計2回開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報として ニュースリリースを計35回発行した。

IV 資料

1. 役員名簿(令和5年3月31日現在)

役職	氏 名	摘 要
会 長	山 﨑 恒	弁 護 士
副会長	二家勝明	日産証券㈱会長
副会長	小川潔	会 員 外
理事	有 山 雅 子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問
理事	石 崎 隆	㈱東京商品取引所社長
理事	稲垣隆一	弁 護 士
理事	井 上 明	日本商品委託者保護基金理事
理事	宇 佐 美 洋	多摩大学大学院教授
理事	岡地和道	岡地㈱社長
理事	河内隆史	明治大学名誉教授
理事	多々良 實 夫	豊トラスティ証券㈱会長
理事	長澤孝昭	ジャーナリスト・㈱時事総合研究所客員研究員
理事	升 田 純	弁 護 士
理事	三浦裕介	㈱みずほ銀行市場営業部部長
監 事	木下惠嗣	公認会計士
監 事	中島義則	弁 護 士
監事	細 金 英 光	フジトミ証券㈱社長

2. 委員会委員名簿(令和5年3月31日現在)

(1) 規律委員会

役 職	氏 名	摘 要
委員長	山 﨑 恒	協会会長
副委員長	升 田 純	協会理事
副委員長	二家勝明	協会会員副会長
委 員	石 崎 隆	協会理事
委 員	稲 垣 隆 一	協会理事
委 員	岡 地 和 道	協会会員理事
委 員	多々良 實夫	協会会員理事
委 員	中島義則	協会監事

(2) 綱紀委員会

役職	氏 名	摘 要
委員長	長澤孝昭	協会理事
委 員	稲 垣 隆 一	協会理事
委 員	岡地和道	協会会員理事
委 員	小 川 潔	協会副会長
委 員	小宮山 澄枝	弁護士
委 員	多々良 實夫	協会会員理事
委 員	二家勝明	協会会員副会長
委員	細 金 英 光	協会会員監事
委員	吉 野 高	弁護士
委員	依田年晃	サンワード貿易㈱社長

(3) あっせん・調停委員会

役	職	氏 名	摘 要
関東地	<u>X</u>		
委	員	饗 庭 靖 之	弁護士
委	員	小 林 孝 一	弁護士
委	員	小宮山 澄枝	弁護士
委	員	髙井康行	弁護士
委	員	畑 中 鐵 丸	弁護士
委	員	平出まや	弁護士
委	員	八代徹也	弁護士
委	員	告 野 高	弁護士
関西地	<u>区</u>		
委	員	上原理子	弁護士
委	員	土 谷 明	弁護士
委	員	法 常 格	弁護士
委	員	播磨政明	弁護士

(4) 外務員登録等資格委員会

役 職	氏 名	摘 要
委員長	河 内 隆 史	協会理事 (明治大学)
副委員長	池本正純	専修大学
委 員	石 山 卓 磨	弁護士・大原大学院大学
委 員	宇佐美 洋	協会理事 (多摩大学大学院)
委 員	小林孝一	弁護士
委 員	成道秀雄	成蹊大学
委 員	山田廣己	京都産業大学
委 員	吉 野 高	弁護士

(5) 常設委員会

① 自主規制委員会

役職	氏 名	摘 要
委 員 長	山 﨑 恒	協会会長
副委員長	升 田 純	協会理事
委 員	稲 垣 隆 一	協会理事
委 員	尾 崎 安 央	早稲田大学
委 員	河 内 隆 史	協会理事
委 員	近藤益生	岡地(株)
委 員	佐 川 浩	IG証券㈱
委員	高須基裕	㈱みずほ銀行
委 員	瀧田照久	豊トラスティ証券㈱
委 員	畑 中 鐵 丸	弁護士
委員	松田勇次	日産証券㈱

② 総務委員会

役 職	氏 名	摘 要
委員長	二家勝明	協会会員副会長
副委員長	多々良 實夫	協会会員理事
委 員	岡 地 和 道	協会会員理事
委 員	木下恵嗣	協会監事
委員	釼 持 宏 昭	北辰物産㈱
委員	高 須 基 裕	㈱みずほ銀行
委 員	中島義則	協会監事
委 員	細 金 英 光	協会会員監事
委員	依田年晃	サンワード貿易㈱

3. 会員の異動

年度当初の本会の会員は34社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は36社となった。

(1) 加 入

会 員 名	会員代表者名	年月日
O A N D A 証券 ㈱	柳澤義治	R4. 7.21
㈱FXプライムbyGMO	安 田 和 敏	R4. 8. 5
ゴールデンウェイ・ジャパン(株)	呉 一帆	R4. 10. 7
外貨 e x b y G M O ㈱	松本好史	R5. 3.13
㈱ S B I 証 券	髙村正人	R5. 3.17

(2) 脱退

会 員 名	事由	年月日
㈱東京スター銀行	商品先物取引業廃止	R4. 4.30
ソシエテ・ジェネラル証券㈱	商品先物取引業廃止	R4. 5.31
クレディ・スイス証券㈱	商品先物取引業廃止	R4. 9.15

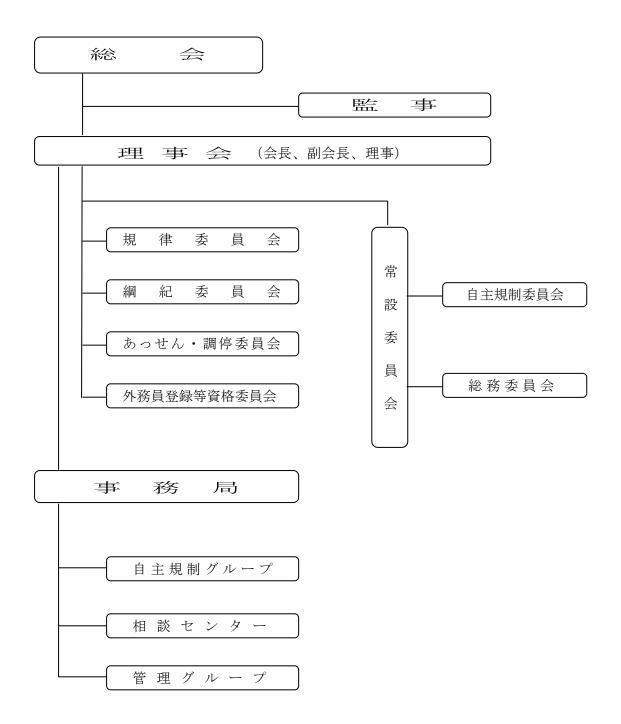
(3) 会員代表者の変更

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	年月日
豊田通商メタルズジャパン㈱	田中隆一郎	藤森 徹	R4. 4. 1
(株) 三 井 住 友 銀 行	永田有広	中村信明	R4. 4. 1
インタラクティブ・ブローカーズ証券㈱	ダニエル ケリガン	林 保明	R4. 4.15
㈱ 北 陸 銀 行	中澤宏	庵 栄伸	R4. 6.23
サクソバンク証券㈱	ゲーデ ヨハン	伊澤フランシスコ	R4. 8.31
㈱さくらインベスト	服部美月	淺倉健二	R4. 9. 1
岡 安 商 事 ㈱	杉本良隆	岡本安明	R4. 9.28
GMOクリック証券㈱	高島秀行	鬼頭弘泰	R5. 3.22

4. 会員名簿(令和5年3月31日現在、36社)

(会員名)	(会員代表者名	当)		(所在地)
あい 証券㈱	代表取締役社長	加藤丈典	〒106-6007	東京都港区六本木1-6-1
I G 証券㈱	代表取締役社長	古市知元	〒106-6026	東京都港区六本木1-6-1
㈱ あおぞら銀行	代表取締役社長	谷川 啓	〒102-8660	東京都千代田区麹町6-1-1
㈱ ア ス テ ム	代表取締役社長	北川具宏	〒540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
インタラクティブ・ブローカーズ証券㈱	代表取締役	ダニエル ケリガン	〒100-6025	東京都千代田区霞が関3-2-5
AIゴールド証券㈱	代表取締役社長	若林正俊	〒103-0005	東京都中央区日本橋久松町12-8
㈱ S B I 証券	代表取締役社長	髙村正人	〒106-6019	東京都港区六本木1-6-1
SBIプライム証券㈱	代表取締役	小川泰幸	〒106-0032	東京都港区六本木3-1-1
㈱FXプライムbyGMO	代表取締役社長	安田和敏	〒150-0043	東京都渋谷区道玄坂1-2-3
OANDA証券㈱	代表取締役社長	柳澤義治	〒102-0093	東京都千代田区平河町1-3-13
岡 地 (株)	代表取締役社長	岡地和道	〒104-0033	東京都中央区新川1-21-2
岡 安 商 事 ㈱	代表取締役社長	杉本良隆	〒541-0041	大阪府大阪市中央区北浜2-3-8
外貨 e x b y G M O ㈱	代表取締役社長	松本好史	〒150-0043	東京都渋谷区道玄坂1-2-3
クリエイトジャパン㈱	代表取締役社長	中村鉄太郎	〒104-0061	東京都中央区銀座3-14-13
㈱コムテックス	代表取締役社長	有馬誠吾	〒550-0011	大阪府大阪市西区阿波座1-10-14
ゴールデンウェイ・ジャパン㈱	代表取締役社長	呉 一帆	〒108-0073	東京都港区三田2-11-15
サクソバンク証券㈱	代表取締役社長	ゲーデ ヨハン	〒105-0001	東京都港区虎ノ門1-2-8
㈱さくらインベスト	代表取締役	服部美月	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2-5-6
サンワード貿易㈱	代表取締役社長	依田年晃	〒162-0822	東京都新宿区下宮比町3-2
GMOクリック証券㈱	代表取締役社長	高島秀行	〒153-0043	東京都渋谷区道玄坂1-2-3
大 起 証 券 ㈱	代表取締役社長	大口博信	₹460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-2-13
㈱DMM. com証券	代表取締役	谷川龍二	〒103-6010	東京都中央区日本橋2-7-1
豊田通商メタルズジャパン㈱	代表取締役	田中隆一郎	₹450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-11-27
日 産 証 券 ㈱	代表取締役会長	二家勝明	〒103-0014	東京都中央区日本橋蛎殻町1-38-11
フィリップ証券㈱	代表取締役社長	永堀 真	〒103-0026	東京都中央区日本橋兜町4-2
フジトミ証券㈱	代表取締役社長	細金英光	〒103-0014	東京都中央区日本橋蛎殻町1-15-5
北 辰 物 産 ㈱	代表取締役社長	釼持宏昭	〒103-0025	東京都中央区日本橋茅場町1-9-2
㈱ 北 陸 銀 行	代表取締役頭取	中澤 宏	〒930-8637	富山県富山市堤町通り1-2-26
㈱マネーパートナーズ	代表取締役社長	福島秀治	〒106-6233	東京都港区六本木3-2-1
㈱ みず ほ 銀 行	市場営業部部長	三浦裕介	〒100-8176	東京都千代田区大手町1-5-5
㈱ 三 井 住 友 銀 行	執行役員市場営業統括部長	永田有広	〒100-0005	東京都千代田区丸の内1-1-2
㈱三菱UFJ銀行	執行役員市場企画部長	上岡智之	〒100-8330	東京都千代田区丸の内2-7-1
モルガン・スタンレーMUFG証券㈱	代表取締役社長	田村浩四郎	〒100-8104	東京都千代田区大手町1-9-7
豊トラスティ証券㈱	代表取締役会長	多々良實夫	〒103-0014	東京都中央区日本橋蛎殻町1-16-12
L I N E 証券㈱	代表取締役Co-CEO	米永吉和	〒141-0033	東京都品川区西品川1-1-1
楽 天 証 券 ㈱	代表取締役社長	楠 雄治	〒107-0062	東京都港区南青山2-6-21

5. 協会組織図(令和5年3月31日現在)



6. 事務局職員の異動

(1) 退 職

役 職 名	年月日	氏 名
事務局長	R4. 4.30	中曽根 淳
相談センター 課長	R5. 1.31	入江洋雄
自主規制グループ 課長代理 兼 管理グループ (研修登録担当)	R5. 1.31	池嶋敬彰

(2) 嘱託採用

役 職 名	年月日	氏 名
事務局長	R4. 5. 1	中曽根 淳

7. 令和4年度主要会議

年月日	会 議 名	主 要 議 題 等
令和4年		
5. 16	第93回総務委員会(東商取9階会議室)	1. 令和3年度事業報告及び収支決算について 2. 内部諸規程の一部改正について
5. 16	会員役員選考委員会(東商取5階会議室)	次期会員役員候補者の選定について
5. 26	第183叵理事会(東商取》階会議室)	1. 令和3年度事業報告及び収支決算について 2. 第31回通常総会の開催について
6. 16	第31回通常総会(東商取9階会議室)	1. 令和3年度事業報告及び収支決算について 2. 役員の選出こついて
6. 17	第33回外務員登録等資格委員会	1. 商先外務員試験制度の見直しについて 2. その他
6. 30	第184回理事会(書面審議)	1. 会長の職務を代理又は代行する場合の副会長の順序について 2. 商品先物取引業者の本会加入について
7. 22	第185回理事会(東商取9階会議室)	商品先物取引業者の本会加入について 委員会委員長等の委嘱の同意について (1) 常設委員会委員長の委嘱の同意 (2) 規律委員会委員長、副委員長及び委員の委嘱の同意 (3) 綱紀委員会委員長、委員の委嘱の同意 3. 新たな事務所の賃貸借について
9. 29	第186回理事会(東商取附会議室)	1. 本会事務所の移転日について 2. 商品先物取引業者の本会加入について
10.5	第29回規律委員会	会員の制裁について
11. 15	第94回総務委員会(日商協会議室)	1. 事業の進捗状況について 2. 令和4年度上半期収入及び支出の実績と見込みについて
11. 29	第187回理事会(日商協会議室)	その他(報告事項)
令和5年		
1. 16	会員代表者懇談会 (日商協会議室)	日商協改革の今後の進め方について
1. 24	第188回理事会(日商協会議室)	その他(報告事項)
2. 9	あっせん・調停委員会合同会議 (オンライン)	(21分多照)
2. 17	第79回自主規制委員会 第95回総務委員会(日商協会議室)	個別業務の見直しに係る自主規制規則等の改正について 1. 令和5年度事業計画の作成について 2. 令和4年度変更収支予算及び令和5年度収支予算の作成について 3. 定款等の一部改正について 4. 「定款の施行に関する規則」に定める届出書等の様式の押印の廃止について 5. 「組織規程」の一部改正について 6. あっせん・調停委員の報酬の改定について
2. 28	第189回理事会(日商協会議室)	1. 令和5年度事業計画について 2. 令和4年度変更収支予算及び令和5年度収支予算について

年月日	会 議 名	主要議題等	
		3. あっせん・調停委員の報酬の改定について	
		4. 定款等の一部改正について	
		5. 次期会員理事の選任方法について	
		6. 未取引の苦情に係る「商品先物取引業務に関する規則第19条に	
		基づく措置について」の廃止について	
		7. 役員使用人採用予定者に係る照会手続きの見直しについて	
		8. 会員の企業情報等の開示に係る業務の見直しについて	
		9. 諸規則に基づく様式に係る押印の廃止について	
		10. あっせん・調停委員会委員の委嘱の議決について	
		11.「組織規程」の一部改正について	
		12. 第37回臨時総会の開催こついて	
		13. 商品先物取引業者の本会加入について	
3. 15	第190回理事会(書面審議)	商品先物取引業者の本会加入について	
3. 20	第37回臨時総会(委託者保護基金大会議室)	1. 令和5年度事業計画について	
		2. 今和4年度変更収支予算及び令和5年度収支予算について	
		3. 定款の一部改正について	
		4. 次期会員理事の選任方法について	